

令和 8 年（2026 年）生命保険料控除制度改正のお知らせ

令和 7 年の税制改正に伴い、令和 8 年分の所得税の生命保険料控除額において 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、新制度（平成 24 年 1 月 1 日以降の契約）における生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が現行の 4 万円から 6 万円の拡充されます。

なお、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の所得税の合計適用限度額については現行の 12 万円から変更はありません。

また、適用制度が旧制度については、従来通りとなります。

＜23 歳未満の扶養親族を有する場合＞・・・今回の改正対象

新制度（一般に適用）における所得税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
30,000 円以下のとき	正味払込保険料の全額
30,000 円をこえ 60,000 円以下のとき	正味払込保険料×1/2+15,000 円
60,000 円をこえ 120,000 円以下のとき	正味払込保険料×1/4+30,000 円
120,000 円をこえるとき	一律に 60,000 円

- 23 歳未満の扶養親族は、原則として、その年の 12 月 31 日の現況によります。
- 夫婦に 1 人の 23 歳未満の扶養親族がいる場合は、その夫婦双方とも、この拡充措置を受けることができます。（生計を一にする親族の中で、23 歳未満の扶養親族がいる場合には、両親に限らず対象となります。）
- 一般生命保険料控除のみに適用。

個人年金保険料控除、介護医療保険料控除に係る保険料控除には適用されません。

＜23 歳未満の扶養親族を有しない場合＞・・・従来通り

新制度（一般・年金・介護医療それぞれに適用）における所得税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
20,000 円以下のとき	正味払込保険料の全額
20,000 円をこえ 40,000 円以下のとき	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円をこえ 80,000 円以下のとき	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円をこえるとき	一律に 40,000 円

当取扱いは、法令改正等により税務の取扱い等が変更となった場合、変更後の内容が適用されます。
詳細については、生命保険協会のホームページをご参照ください。

以上